

平成30年10月定例会の概要

平成30年7月豪雨災害により、延期となった9月定例会は10月9日に開会され、10月25日までの会期17日間の日程で開催しました。今定例会では、92億1377万円の一般会計補正予算（第5号）案、ほか16議案を審議し、それぞれ可決しました。また、市民から提出された請願3件の審査を行いました。これらの詳細は以下の項目で報告します。

補正予算特別委員会（概要と質疑の抜粋）

一般会計補正予算（第5号）の他、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）600万円の追加、水道事業会計補正予算（第1号）、水道施設の復旧費、一般会計補正予算（第6号）10億8335万円を追加するものです。

【総務費】

空き家改修費等補助について

問 補助の対象となった物件への入居件数を問う。

答 家財整理補助について、改修は、29年度までに14件、30年度については7件、トータルで21件。成約件数は、全21件中15件である。

【民生費】

住宅応急修繕料について

問 災害救助法に基づく「住宅応急修理制度」と民間賃貸住宅を借り上げる「みなし仮設住宅制度」の併用は認められて

いないが、市が仮設住宅として提供する市営住宅への入居と「住宅応急修理制度」との併用は可能であり、矛盾している。

問 国や県に制度の改善を要望すべきではないか。

答 これは市として、被災者に対し可能な限りの支援を行うための措置である。災害救助法が適用されない市独自の支援となるので、「住宅応急修理制度」との併用が可能である。

「住宅応急修理制度」と「みなし仮設住宅制度」の併用が認められないという問題については、今

後、国・県に対し、制度の改善を要望していく。

【衛生費】

災害廃棄物処理費について

問 一般財源として1億7400万円を計上しているが、これは市独自の事業としてガレキ等の撤去の対象範囲を民有地にまで拡大したことにより、市の財源が必要となったためか。

答 7月豪雨災害に係る災害廃棄物処理は、環境省及び国土交通省の補助事業として実施される。今後行われる国の査定において、補助対象外とな

るものも予想されるため、市費の充当も視野に入れていく。可能な限り補助対象になるよう努力し、特定財源の確保に向けて取り組んでいきたい。

問 学校給食施設災害復旧費に関して、被災した西部共同調理場は現地での復旧となるが、多大な損害が発生した原因は、給食調理機能を1カ所に集約していたためと考える。以前のように、安全な場所にある学校へ給食室を配置することが得策ではないのか。給食室を各学校に分散化することについて、協議、検討は行われなかったのか。

答 西部共同調理場の機能を他の2カ所の調理場で補完することは検討したが、新たな調理場の建

設は時間を要することとなる。また、本復旧事業は、災害復旧事業として位置付けられるため、一般財源の負担が少ない現況復旧を選択した。

問 災害義援金の追加配分に関して、市が独自に配分する「被災事業者」及び「被災農業者」の対象範囲並びに配分時期はいつになるか。

答 「被災事業者」は、法人に限らず個人事業主も対象とし、現在、被災証明書等の交付を受け、事業所得のうち、営業所得の申告がある188事業者を把握している。年度内の交付に向けて準備を進めているが、被災証明書等の交付を受けていない事業者もいることから、本制度の周知に関する情報発信に努めていきたい。

また、「被災農業者」については、本



被災時の西部共同調理場調理室の様子